

大和高田市パブリックコメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この訓令は、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項を定めることにより、市の重要な計画等の形成過程における市民等の市政への参画の機会を確保するとともに、市政運営における公正の確保及び透明性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 次号に規定する計画等を策定若しくは改定又は制定(以下「策定等」という。)する過程において、その案の段階において趣旨、目的、内容等を公表し、第3号に規定する市民等から広く意見(情報を含む。以下同じ。)を求め、提出された意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、当該意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。

(2) 計画等 次に掲げる市の基本的な計画等をいう。

ア 市の基本的な政策を定める計画又は個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画

イ 市の基本的な方針を定める憲章、宣言等

ウ 市の基本的な方針若しくは制度を定める条例又は次号に規定する市民等に義務を課し、若しくは権利を制限する条例

エ アからウまでに掲げるもののほか、特にパブリックコメント手続を実施することが必要と認められるもの

(3) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(適用除外)

第3条 市長(上下水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しない。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定により条例の制定又は改廃の請求が行われる場合

(2) 地方税の賦課徴収、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する計画

等の策定等を行う場合

- (3) 法令等に基づきパブリックコメント手続と同様の手続が行われる場合
- (4) 迅速若しくは緊急を要する又は軽微であると認められる場合
- (5) 市長の裁量の余地がないと認められる場合
- (6) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関又はこれに準ずる機関がこの訓令に類する手続を経て策定等した答申等の内容に沿って計画等の策定等を行う場合
(計画等の案の公表等)

第4条 市長は、計画等の策定等について意思決定をしようとするときは、当該意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 計画等の案の概要
- (2) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該計画等の案に対する市民等の理解を促すと考えられる資料

3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 市長が指定する場所における閲覧又は配布
- (3) その他市長が適当と認める方法

4 前項の規定によるほか、必要に応じて市の広報誌への掲載その他の方法により、市民等への周知を図るよう努めるものとする。

(意見の提出)

第5条 市長は、計画等の案の公表の日から起算して20日以上期間を設けて、意見の提出を受けなければならない。この場合において、市長は、公表の際に当該意見の提出期限を明示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、意見の提出期間を20日未満とすることができる。

3 意見の提出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 市長が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便又は信書便

- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他市長が適当と認める方法

4 市長は、意見を提出しようとする市民等に対し、原則として住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）その他必要な事項の明記を求めるものとする。

（意見の取扱い）

第6条 市長は、前条の規定により提出された意見を考慮して、計画等の策定等の意思決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により計画等の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、大和高田市情報公開条例（平成10年条例第25号）に規定する不開示情報に該当するものは除く。

- (1) 提出された意見
- (2) 提出された意見に対する市の考え方
- (3) 計画等の案を修正したときは、その修正内容及び理由

3 市長は、提出された意見に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見のうち類似の意見及びこれに対する市の考え方をまとめて公表できるものとする。

4 市長は、提出された意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除いて公表することができる。

5 意見を提出した者の氏名その他の個人に関する情報は、公表しない。ただし、計画等の案の公表の際に当該情報を公表することをあらかじめ明示しているときは、この限りでない。

6 第4条第3項の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。この場合において、当該公表の期間は、1年とする。

（補則）

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この訓令の規定は、この訓令の施行の日以後に意思決定をする計画等について適用する。ただし、この訓令の施行前において現に意思決定をしようとする計画等については、この訓令に準じた手続を実施するよう努めるものとする。

(準備行為)

3 この訓令の施行に関し必要な行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。